



発行 新潟県

第 80 号

令和8年10月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 798 休猟区の指定（環境対策課）
- 799 特定猟具使用禁止区域の指定（環境対策課）
- 800 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 801 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止（福祉保健総務課）
- 802 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止（福祉保健総務課）
- 803 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 804 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課）
- 805 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止（障害福祉課）
- 806 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課）
- 807 保安林の指定予定（治山課）
- 808 土地改良区役員の就退任届（農地計画課）

公 告

- 一般競争入札の実施（水産課）
- 一般競争入札の実施（高等学校教育課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

公安委員会告示

- 117 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 118 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第798号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和8年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 羽茂休猟区

(1) 区域

佐渡市小比叡地内で国道350号と市道寺下線が交差する点を起点とし、同国道を北東に進み、市道中素浜線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み素浜の海岸に至る。ここから汀線（市道97105号複線）を北北東に進み、亀脇漁港に至り、ここから市道クヌギ宮坂線に沿って北東に進み、国道350号との交点に至る。ここから同国道を南東に進み、さらに南進し、羽茂村山地内で国道350号と市道村山線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、さらに南進し、主要地方道佐渡一周線との交点に至る。ここから同主要地方道を南西に進み、市振橋を越えて市道寺下線との交点に至る。ここから市道寺下線を北東に進み、さらに北進し、

国道350号との交点まで進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

840ヘクタール（内水面 4 ヘクタール）

(3) 存続期間

令和 8 年10月15日から令和11年10月14日まで

◎新潟県告示第799号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第 1 項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、新潟県環境局環境対策課及び新潟県地域振興局健康福祉（環境）部において縦覧する。

令和 8 年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 通船川内水面貯木場特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市東区下木戸地内の県道新潟新発田村上線と県道新潟港横越線との交点を起点とし、ここから県道新潟港横越線を北に進み、市道山ノ下東港1号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、さらに市道東 3－507号線を東に進み、市道東 3－620号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道東 3－569号線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道 3－571号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道松崎逢谷内線との交点に至る。ここから同市道を南南西に進み、県道新潟新発田村上線との交点に至る。ここから同県道を西に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(3) 面積

235ヘクタール（内水面30ヘクタール）

(4) 存続期間

令和 8 年11月 1 日から令和18年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 鳥屋野潟特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市中央区紫竹山地内弁天橋北詰を起点とし、ここから市道弁天橋姥ヶ山線、市道南 7－52号線、市道亀田 1－480号線を南に進み、市道亀田 1－356号線との交点に至る。ここから同市道を西南西に進み、市道南 7－232号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道亀田 1－379号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道南 7－279号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道鐘木鍋湯新田線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道祖父興野鐘木線を経て、県道新潟小須戸三条線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、鳥屋野潟放水路右岸との交点に至る。ここから同放水路を東に進み、上沼橋に至る。ここから市道南 7－74号線を北に進み、市道南 7－69号線を経て市道鳥屋野女池線との交点に至る。ここから同市道を東に進み小張ノ木橋に至る。ここから鳥屋野潟北側の土手を北東に進み、桜木橋に至る。ここから市道鳥屋野女池線を東に進み、市道女池紫竹山線を経て起点と結ぶ内部一円の区域から鳥屋野潟鳥獣保護区を除いた区域とする。

(3) 面積

547ヘクタール（内水面15ヘクタール）

(4) 存続期間

令和 8 年11月 1 日から令和18年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 東大通川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

県道新潟小須戸三条線と市道大秋新通線の交点を起点とし、ここから同市道を東南東に進み市道新津1-200号線との交点に至る。ここから同市道を東北東に進み、大通幹線排水路右岸に至る。ここから同排水路右岸を南南西に進み、小須戸幹線排水路左岸との交点に至る。ここから同排水路左岸を北西に進み、大秋排水機場に至る。ここから同排水機場敷地界に沿って西に進み、県道新潟小須戸三条線に至る。ここから同県道を北北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

39ヘクタール（内水面6ヘクタール）

(4) 存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 中ノ口川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

燕市小高地内の佐渡橋北詰を起点とし、ここから市道日之出町10号線を西に進み、市道日之出町12号線との交点に至る。市道日之出町12号線を西に進み、中ノ口川左岸沿いの市道日之出町1号線との交点に至る。市道日之出町1号線を中ノ口川上流側に進み、県道燕白根線との交点に至る。ここから同県道、主要地方道新潟燕線を西に進み、主要地方道燕地藏堂線との交点に至る。ここから同県道を南に進み、燕市大曲地内で市道大曲53号線との交点に至る。ここから同市道を進み、市道八王寺大曲川原線の中ノ口川上流側に進み、市道八王寺横田堤防線との交点に至る。同市道を進み、市道道金水道町線との交点に至る。ここから市道道金水道町線を南東に進み、中ノ口川水門を越え中ノ口川右岸に至る。ここから燕市道金地内の燕市道金浄水場堤防側の河川管理通路を中ノ口川下流側に進み、市道八王寺堤防1号線に至る。ここから市道八王寺堤防1号線、市道八王寺堤防2号線を北東に進み、燕市と三条市との境界に至る。ここから市道八王寺堤防線を北東に進み、市道大島220号線に至る。ここから市道大島220号線の中ノ口川下流側に進み、三条市と燕市の境界に至る。ここから市道井土巻殿島線を北に進み、燕市南一丁目地内で同市道に交わる市道南一丁目2号線に至る。ここから市道南一丁目2号線を北に進み、市道南一丁目3号線との交点に至る。ここから市道南一丁目3号線を北に進み、燕橋東詰を越え、南町遊歩道に至る。ここから同遊歩道を中ノ口川下流側に堤防沿いに進み、市道南五丁目1号線に入り、市道南五丁目2号線との交点に至る。市道南五丁目2号線を南に進み、市道南二丁目3号線に至る。ここから同市道、市道南七丁目1号線を東に進み、河川管理通路に至る。ここから同道路を東に進み、市道井土巻13号線に至る。ここから同市道、市道南七丁目12号線、市道井土巻14号線を東に進み、市道新生町佐渡線との交点に至る。ここから市道新生町佐渡線を北に進み、佐渡橋に至る。ここから同橋を北に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(3) 面積

155ヘクタール（内水面79ヘクタール）

(4) 存続期間

令和8年11月15日から令和18年11月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 長峰池特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

上越市柿崎区三ツ屋浜地内の国道8号と市道三ツ屋浜坂田線との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み、市道上下浜線との交点に至る。ここから同市道を西北西に進み、市道原之町上下浜停車場線との交点に至る。ここから同市道を南南東に進み、市道長峰上下浜線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道長峰潟町線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、農道との交点に至る。ここから農道を北西に進み、市道上下浜内雁子線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道上下浜線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、国道8号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

139ヘクタール（内水面24ヘクタール）

(4) 存続期間

令和 8 年11月 1 日から令和18年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 西福島特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

上越市大字黒井地内の国道 8 号と市道石橋新田線との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み、一級河川湯川との交点に至る。ここから同河川左岸を北東に約750m進み、同河川右岸へ横断し、農道との接点に至る。ここから同農道を南に進み、市道島田石橋線に至る。ここから同市道を西に進み、市道工業団地 4 号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道南川ニュータウン12号線に至る。ここから同市道を西に進み、市道上吉 1 号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、県道大湊直江津線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、国道 8 号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

189ヘクタール（内水面3.6ヘクタール）

(4) 存続期間

令和 8 年11月 1 日から令和18年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 保倉川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

上越市頸城区西福島地内の県道大湊直江津線の J R 信越本線保倉川踏切を起点とし、ここから同県道を東に進み、頸城区松本地区内の頸城自動車の松本バス停留所に至る。ここから信越化学工業松本社宅跡地の道路を南に進み、保倉川を横断し同川左岸に至る。ここから同川左岸を下流に進み、飯田川との合流点に至る。ここから飯田川左岸を上流に進み、国道253号の千福橋西詰に至る。ここから同国道を西に進み、県道小猿屋黒井停車場線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、市道安江一丁目西福島線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道佐内 6 号線、市道佐内10号線を経て、さらに北に進み市道佐内川原町線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、J R 信越線の保倉川鉄橋南詰に至る。ここから同鉄橋を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

194ヘクタール（内水面12ヘクタール）

(4) 存続期間

令和 8 年11月 1 日から令和18年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8 上吉野特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

上越市上名柄地内の市道上越頸城大湊線と国道253号との交点を起点とし、ここから同国道を東に進み、市道石川岡沢線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道下青野下吉野線との交点に至る。ここから同市道を東南東に進み、市道上青野上五貫野線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道岡沢 1 号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、農道との交点に至る。ここから同農道を東に進み、保倉川左岸に至り、同左岸を東に進み、市道新井柿崎線に至る。ここから同市道を南西に進み、国道253号に至る。ここからさらに南へ約450m進み、農道との交点に至る。ここから、同農道を西北西に進み、十字路を

北へ進み、上吉野池沿いを北西に進み、市道沖柳石川線に接続する農道との接点に至る。ここから同農道を南に進み、市道沖柳石川線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道石川岡沢線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道石川上名柄線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、長岡新田上名柄線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道上越頸城大湯線との交点に至る。ここから同市道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

177ヘクタール（内水面29ヘクタール）

(4) 存続期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎新潟県告示第800号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

令和8年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石川薬局 関町店	柏崎市関町11-30	令和8年10月1日
クスリのアオキ柏崎薬局	柏崎市茨目1丁目3番23号	令和8年10月1日

◎新潟県告示第801号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
クスリのアオキ千歳薬局	長岡市千歳2丁目1番43号	令和8年9月1日
野田歯科医院	新発田市佐々木164番地	令和8年8月27日
筒井歯科医院	燕市本町二丁目3番10号	令和8年8月4日
タグチ歯科医院	燕市新興野8番33号	令和8年8月31日

◎新潟県告示第802号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があった。

令和8年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
-----	-------	-----------

田巻歯科医院	三条市元町 2 - 29	令和 8 年 8 月 1 日
--------	--------------	----------------

◎新潟県告示第803号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人社団恭清会 古藤医院	中魚沼郡津南町大字外丸丁2249	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日
魚沼市国民健康保険 守門診療所	魚沼市須原1237- 1	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日
オリーブ薬局	上越市土橋2595番地	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日
公園前調剤薬局	五泉市村松甲2627- 5	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日
あたご調剤薬局	五泉市村松1288- 8	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日
ごせん薬局	五泉市太田459- 3	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日

◎新潟県告示第804号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第 1 項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和 8 年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	更新年月日
にしむら薬局つばめ店	燕市柳山774番地 1	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日
みつけ調剤薬局	見附市学校町 2 - 225 - 1	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日
よつば調剤薬局	五泉市東本町 2 丁目 9 番 32号	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日
くしはし薬局	糸魚川市田海5392	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日
ココカラファイン薬局村上西店	村上市緑町 5 丁目 7 番 26号	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日
信濃屋薬局 表町店	長岡市表町 4 丁目 1 番地 8	精神通院医療		令和 8 年10月 1 日

◎新潟県告示第805号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和8年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	廃止年月日
さくら薬局 千種	佐渡市千種218－1	精神通院医療		令和8年8月31日
公園前調剤薬局	五泉市村松甲2627－5	精神通院医療		令和8年10月1日
ごせん薬局	五泉市太田459－3	精神通院医療		令和8年10月1日
あたご調剤薬局	五泉市村松1288－8	精神通院医療		令和8年10月1日

◎新潟県告示第806号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の申出があった。

令和8年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	辞退年月日
クスのアオキ三条北薬局	三条市東裏館三丁目1番3号	精神通院医療		令和8年10月1日

◎新潟県告示第807号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県阿賀野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、長岡市の関原土地改良区から次のとおり役員

が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年10月13日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	長岡市関原町1丁目969番地	荒尾 昇 (理事長)
〃	〃 五反田町445番地	山田 修一
〃	〃 白鳥町540番地	柴木 茂
〃	〃 堺町1032番地	徳茂 順一
〃	〃 関原町1丁目773番地	外川 久雄
〃	〃 高寺町728番地1	高木 俊彦
〃	〃 四郎丸1丁目9番19号	駒村 精吾
監事	〃 石動町454番地	伊津 敏
〃	〃 関原町1丁目935番地乙	鷺津 和義

就任年月日 令和8年9月15日

2 退任

理事	長岡市関原町1丁目2165番地	池津 實 (理事長)
〃	〃 五反田町390番地	長谷川 辰男
〃	〃 上富岡2丁目114番地1	遠藤 康幹
〃	〃 河根川町488番地1	佐藤 政佳
〃	〃 堺町1032番地	徳茂 順一
〃	〃 関原町1丁目962番地1	荒木 政和
〃	〃 白鳥町540番地	柴木 茂
監事	〃 五反田町445番地	山田 修一
〃	〃 石動町454番地	伊津 敏

退任年月日 令和8年9月14日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和8年度漁業調査船越路丸中間検査及び修繕に係る工事の契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和8年度漁業調査船越路丸中間検査及び修繕に係る工事一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約の日から令和9年1月21日（木）まで

ただし、ドックの入渠及び出渠の日程については契約後協議することとする。

(4) 履行場所

落札者保有造船所ドック施設内

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札実施日において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (6) 船の上下架に際し船体歪み等の損傷が生じないよう、浮きドック若しくは乾ドックにより、船体を水平に保ちながら入出渠を行うこと。
 - (7) 日本国内にドック施設が所在すること。
 - (8) 県外業者にあっては、ドック期間中の船員の宿泊施設（ドックハウス等）を提供できること。
 - (9) 工事のため新潟西港より港外の造船所に回航する場合は、人員手配及び往復の燃料等諸経費は造船所負担とし、引渡しは本船指定岸壁とすること。
 - (10) 過去にほぼ同等以上の規模の船舶（越路丸112トン）の検査実績があること。
- 3 入札説明書及び仕様書を交付する場所並びに本件入札に関する問合せ等
- (1) 入札説明書等の交付期限
令和8年11月17日（火）まで
 - (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
郵便番号 950-2171
新潟県新潟市西区五十嵐3の町13098-8
新潟県水産海洋研究所 漁業課
電話番号 025-261-2043（直通）
 - (3) 入札説明書の交付方法
入札説明書等の交付は(2)の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。
郵送による交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。
- 4 本件入札に係る参加資格の確認
- (1) 本件に参加を希望する者は、入札説明書で定める書類を提出すること。
ア 提出期限 令和8年11月19日（木）午後5時
イ 提出場所 3(2)に定める場所
ウ 提出方法 郵送又は持参による
 - (2) 参加資格の確認
確認結果は、令和8年11月24日（火）午後1時以降に3(2)まで問い合わせること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時
令和8年11月27日（金）午前10時
 - (2) 場所
新潟県水産海洋研究所 2階 研修室
 - (3) 入札の方法
本人又は代理人が(1)及び(2)に定める日時及び場所に入札書を持参し、提出すること。なお、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに別紙委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載し委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。また、遠方であるなどやむを得ない理由があるときは、入札書を書留郵便で提出して行うことができる（入札開始時刻までに届くこと。）。)
 - (4) 入札書の記載
ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

契約希望金額(消費税10%込み)の100分の5以上の額の入札保証金を、入札開始前に県に納入すること。

ただし、新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を、契約時まで県に納入すること。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報又は報告を行うこと。

(7) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Periodic inspection and repair service of fisheries research vessel Koshijimaru 1 set

(2) Deadline for bid submission: 5:00 p.m., 19, November, 2026

(3) For more information, please contact the following division in Japanese: Niigata Prefectural Fisheries and Marine Research Institute, 13098-8, Ikarashi3-nocho, Nishi-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-2171

JAPAN

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が委託する県立学校モバイルデバイス管理ソフトウェアライセンスの調達及び移行業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る委託は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和8年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

県立学校モバイルデバイス管理ソフトウェアライセンスの調達及び移行業務委託

(2) 調達案件の及び数量等

入札説明書による。

(3) ライセンス契約期間

入札説明書による。

(4) 納入期限

令和9年3月12日(金)

(5) 納入場所

新潟県教育庁高等学校教育課(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 令和8年10月13日(火)から令和8年10月28日(水)までに、新潟県教育庁高等学校教育課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/>

- (2) 問合せ等 新潟県教育庁高等学校教育課教育情報化推進担当

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話番号 : 025-280-5634

メールアドレス : ngt500050@pref.niigata.lg.jp

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年11月13日(金) 午前1時00分

- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎16階 入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和8年10月13日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

- (6) 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。

- (7) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の調達に係る契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行した者でないこと。

- (8) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、新潟県知事から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、本件入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和8年11月5日(火) 午後5時まで

イ 提出場所

新潟県教育庁高等学校教育課教育情報化推進担当

(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

ウ 提出方法

本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日をも定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。郵送する場合

合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

エ 提出書類

入札説明書による。

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和 8 年11月 9 日 (月) 午後 1 時以降

イ 交付方法 電子メール

6 入札者に求められる義務

5 (1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、3 (1)に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札の方法

- (1) 入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、上記 1 (1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限る。)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3 (1)に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書及び後記12の入札保証金(入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは当該証書)を封書の上、5 (1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に 1 (1)の調達案件の名称及び 3 (1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって 3 (1)に定める日の前日の午後 5 時までに到着するよう郵送すること。

- (2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

- (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は 1 回を限度とする。ただし、7 (1)イに定める方法によって入札書を提出した者は再入札に参加することができない。

9 落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者が 7 (1)イに定める方法によって入札書を提出した者であるときは、別に定める者にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 8 (3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 書留郵便をもって入札書を提出した者に代わってくじを引く者

新潟県教育庁高等学校教育課職員

11 入札の無効

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5以上の金額とする（1円未満端数切上げ）。ただし、入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したときは免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

ア 現金による納付の場合

入札時に入札書に入札保証金を添えて提出する。

イ 入札保証金専用口座への振込による納付の場合

「入札保証金納付申込書兼還付請求書兼口座振替依頼書」を上記5に記載の提出期限までに提出するとともに、入札保証金を次の口座に令和8年11月10日（火）までに振込むこと。なお、振込口座等の詳細については、入札説明書を確認すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

14 契約書及び契約条項

別添「県立学校モバイルデバイス管理ソフトウェアライセンスの調達及び移行業務委託に関する契約書(案)」のとおりとする。

15 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、別添「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

(3) 契約の停止等

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び調達契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be procured:

Procurement of Mobile Device Management (MDM) Software Licenses and
Related Migration Services for Prefectural Schools

(2) Time and place of bidding:

01 : 00 P.M (Fri.) November 13, 2026

Niigata Prefectural Office 16th Floor Bidding Room

4 - 1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

High School Education Division (Grades 10-12)

Bureau of Education

Niigata Prefectural Government

4 - 1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

TEL : 025-280-5634

E-mail : ngt500050@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
刑事手続 I T 化物品賃借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和 8 年 8 月 27 日
- 6 落札者の氏名及び住所
NEC キャピタルソリューション株式会社 関東支店
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地17
- 7 落札価格
96,459,000円
- 8 入札公告日
令和 8 年 6 月 23 日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第117号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和 8 年10月13日

新潟県公安委員会

委員長 和 田 裕

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和8年11月16日(月)から同月19日(木)までの4日間の午前9時から午後5時まで(初日の受付は、午前8時30分から開始する。)

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

ア 資格者証又は修了証明書の写し

イ 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ウ 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

エ 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

カ 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

(2) 提出先

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許可管理センター

(3) 受講手数料

23,000円(納付された手数料は還付しない。)

(4) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

令和 8 年10月22日（木）午前 9 時から午後 4 時30分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1 件の電話での申込みは、1 人とする。

(5) 受講申込み及び受講申込書の提出

(4) により事前申込みを受理された者は、次のいずれかの方法により受講申込みを行うこと。

ア 持参による受講申込み

持参により受講申込みを行う場合は、申込者が受講申込書を提出先に直接持参した上で、手数料を納付すること。

(ア) 申込期間

令和 8 年11月 5 日（木）及び同月 6 日（金）の各日午前 9 時から午後 4 時30分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(イ) 申込方法

(1) の提出書類を (2) の提出先へ直接持参すること。

(ウ) 手数料納付方法

受講申込時にキャッシュレス決済又は現金決済により納付すること。

イ 郵送による受講申込み

郵送により受講申込みを行う場合は、申込者が受講申込書を提出先に郵送した上で、電子納付により手数料を納付すること。

(ア) 申込期間

電話による事前申込み終了後から令和 8 年11月 4 日（水）まで（必着）

(イ) 申込方法

(1) の提出書類及びあらかじめ宛先を記載した返信用の「レターパックプラス」を、「簡易書留」又は「レターパックプラス」により (2) の提出先へ郵送すること（郵送に要する費用は、申込者の自己負担とする。）。

(ウ) 手数料納付方法

申込期間内に「新潟県電子申請システム」により納付すること。

ウ インターネットによる受講申込み

インターネットにより受講申込みを行う場合は、申請者が電子申請した上で、電子納付により手数料を納付すること。

(ア) 申込期間

電話による事前申込み終了後から令和 8 年11月 4 日（水）午後 4 時30分まで

(イ) 申込方法

「e-Govポータル」(<https://www.e-gov.go.jp>) の「電子申請」により、必要事項を入力の上、

(1) の提出書類を添付して申し込むこと（パソコンでのみ申込可能。スマートフォンからの申込みはできない。）。

(ウ) 手数料納付方法

イ (ウ) と同様

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）

◎新潟県公安委員会告示第118号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和8年10月13日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和8年11月16日（月）から同月18日（水）までの3日間の午前9時から午後5時まで（初日の受付は、午前8時30分から開始する。）

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルⅠ

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

ア 資格者証又は修了証明書の写し

イ 4(1)に該当する者

2号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

ウ 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

エ 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 4(4)に該当する者

- 旧 1 級検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証の写し
カ 4 (5)に該当する者
旧 2 級検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (2) 提出先
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
- (3) 受講手数料
14,000円 (納付された手数料は還付しない。)
- (4) 事前申込み
本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。
ア 申込期間
令和 8 年10月23日 (金) 午前 9 時から午後 4 時30分まで (正午から午後 1 時までを除く。)
イ 申込方法
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880
に申し込むこと。
ウ 留意事項
(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
(ウ) 1 件の電話での申込みは、1 人とする。
- (5) 受講申込み及び受講申込書の提出
(4)により事前申込みを受理された者は、次のいずれかの方法により受講申込みを行うこと。
ア 持参による受講申込み
持参により受講申込みを行う場合は、申込者が受講申込書を提出先に直接持参した上で、手数料を納付すること。
(ア) 申込期間
令和 8 年11月 5 日 (木) 及び同月 6 日 (金) の各日午前 9 時から午後 4 時30分まで (正午から午後 1 時までを除く。)
(イ) 申込方法
(1)の提出書類を(2)の提出先へ直接持参すること。
(ウ) 手数料納付方法
受講申込時にキャッシュレス決済又は現金決済により納付すること。
- イ 郵送による受講申込み
郵送により受講申込みを行う場合は、申込者が受講申込書を提出先に郵送した上で、電子納付により手数料を納付すること。
(ア) 申込期間
電話による事前申込み終了後から令和 8 年11月 4 日 (水) まで (必着)
(イ) 申込方法
(1)の提出書類及びあらかじめ宛先を記載した返信用の「レターパックプラス」を、「簡易書留」又は「レターパックプラス」により(2)の提出先へ郵送すること (郵送に要する費用は、申込者の自己負担とする。)
(ウ) 手数料納付方法
申込期間内に「新潟県電子申請システム」により納付すること。
- ウ インターネットによる受講申込み
インターネットにより受講申込みを行う場合は、申請者が電子申請した上で、電子納付により手数料を納付すること。
(ア) 申込期間
電話による事前申込み終了後から令和 8 年11月 4 日 (水) 午後 4 時30分まで
(イ) 申込方法
「e-Govポータル」(<https://www.e-gov.go.jp>) の「電子申請」により、必要事項を入力の上、

(1)の提出書類を添付して申し込むこと（パソコンでのみ申込可能。スマートフォンからの申込みはできない。）。

(ウ) 手数料納付方法

イ(ウ)と同様

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）